

改正案	現行
<p>（信託契約の内容の説明を要しない場合）</p> <p>第十三条 法第二条第一項において準用する信託業法第二十五条ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 委託者との間で同一の内容の金銭又は特定売掛債権の信託契約を締結したことがある場合（当該委託者から法第二条第一項において準用する信託業法第二十五条の規定による説明を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）</p> <p>三 五 （略）</p> <p>六 法第六条の規定により元本の補填又は利益の補足の契約をした金銭信託に係る信託契約（以下「元本補填付等信託契約」という。）による信託の引受けを行う場合（委託者から法第二条第一項において準用する信託業法第二十五条の規定による説明を求められた場合を除く。）</p> <p>2 前項第二号の「特定売掛債権」とは、当該委託者と債務者である取引先との継続的取引契約によつて生じる売掛債権をいう。</p> <p>（信託契約締結時の書面交付を要しない場合）</p> <p>第十四条 法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第一</p>	<p>（信託契約の内容の説明を要しない場合）</p> <p>第十三条 法第二条第一項において準用する信託業法第二十五条ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 委託者との間で同一の内容の金銭の信託契約を締結したことがある場合（当該委託者から法第二条第一項において準用する信託業法第二十五条の規定による説明を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）</p> <p>三 五 （略）</p> <p>六 法第六条の規定により元本の補てん又は利益の補足の契約をした金銭信託に係る信託契約（以下「元本補てん付等信託契約」という。）による信託の引受けを行う場合（委託者から法第二条第一項において準用する信託業法第二十五条の規定による説明を求められた場合を除く。）</p> <p>（新設）</p> <p>第十四条 法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第一</p>

項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 委託者と同一の内容の金銭又は特定売掛債権(前条第二項に規定する特定売掛債権をいう。)の信託契約を締結したことがあり、かつ、法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項の規定により当該委託者に当該信託契約に係る書面を交付したことがある場合(当該委託者から同項に規定する書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。)

三・四 (略)

五 元本補填付等信託契約による信託の引受けを行つた場合において、委託者からの要請があつた場合に速やかに法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項に規定する書面を交付できる体制が整備されている場合

項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 委託者と同一の内容の金銭の信託契約を締結したことがあり、かつ、法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項の規定により当該委託者に当該信託契約に係る書面を交付したことがある場合(当該委託者から同項に規定する書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。)

三・四 (略)

五 元本補てん付等信託契約による信託の引受けを行つた場合において、委託者からの要請があつた場合に速やかに法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項に規定する書面を交付できる体制が整備されている場合